

政令第 号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十八条の二第一号（同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第三号、第六十八条の十第一項（同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十六条の七第一項及び第三項並びに第八十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「居室内における化学物質の」を「石綿その他の物質の飛散又は」に、「第二十条の七」を「第二十条の九」に改める。

第二章第一節の三の節名を次のように改める。

第一節の三 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置

第二十条の四を次のように改める。

(著しく衛生上有害な物質)

第二十条の四 法第二十八条の二第一号(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める物質は、石綿とする。

第二十条の五の前の見出しを削る。

第二十条の七に見出しとして「(居室を有する建築物のホルムアルデヒドに関する技術的基準の特例)」を付し、同条中「(第二十条の五第一項第一号及び第二号を除く。)」を削り、第二章第一節の三中同条を第二十条の九とする。

第二十条の六に見出しとして「(居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準)」を付し、同条第一項中「法第二十八条の二」を「換気設備についてのホルムアルデヒドに関する法第二十八条の二第三号」に改め、「で換気設備に係るもの」を削り、同項第一号イ(1)中「前条第一項第四号」を「前条第一項第二号」に改め、同条を第二十条の八とする。

第二十条の五に見出しとして「(居室を有する建築物の建築材料についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準)」を付し、同条第一項中「法第二十八条の二」を「建築材料についてのホルムアルデヒドに関する

る法第二十八条の二第三号」に改め、「で建築材料に係るもの」を削り、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「発散する」を「発散させる」に、「用いない」を「使用しない」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「発散する」を「発散させる」に、「用いるとき」を「使用するとき」に、「用いる内装」を「使用する内装」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項から第四項までの規定中「発散しない」を「発散させない」に改め、同条第五項中「第一項第三号及び第四号」を「第一項」に改め、同条を第二十条の七とする。

第二十条の四の次に次の二条を加える。

（居室内において衛生上の支障を生ずるおそれがある物質）

第二十条の五 法第二十八条の二第三号の政令で定める物質は、クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

（居室を有する建築物の建築材料についてのクロルピリホスに関する技術的基準）

第二十条の六 建築材料についてのクロルピリホスに関する法第二十八条の二第三号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 建築材料にクロルピリホスを添加しないこと。

二 クロルピリホスをあらかじめ添加した建築材料（添加したときから長期間経過していることその他の理由によりクロルピリホスを発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたものを除く。）を使用しないこと。

第三百三十六条の二の十一第二号の表(一)の項中「第二条第九号の二ロ」の下に「、法第二十八条の二(第三号を除く。）」を加え、同表(二)の項中「第二十条の六第一項第一号」を「第二十条の八第一項第一号」に改め、同表(三)の項中「第三十一条第二項」を「第二十八条の二(第三号を除く。）」、法第三十一条第二項」に改め、同表(四)の項中「第三十七条」を「第二十八条の二(第三号を除く。）」及び法第三十七条」に改め、同表(五)の項中「第三十五条」を「第二十八条の二(第三号を除く。）」、法第三十五条」に改め、同表(六)の項から(十)の項までの規定中「第三十七条」を「第二十八条の二(第三号を除く。）」及び法第三十七条」に改める。

第三百三十七条中「第二十七条」の下に「、法第二十八条の二」を加える。

第三百三十七条の四の次に次の二条を加える。

（増築等をする場合に適用されない物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置に関する基準）

第三百三十七条の四の二 法第八十六条の七第一項及び法第八十八条第一項の政令で定める基準は、法第二十八条の二第一号及び第二号に掲げる基準とする。

(石綿関係)

第三百三十七条の四の三 法第三条第二項の規定により法第二十八条の二(前条に規定する基準に係る部分に限る。第三百三十七条の十二第三項において同じ。)の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を超えないこと。

二 増築又は改築に係る部分が前条に規定する基準に適合すること。

三 増築又は改築に係る部分以外の部分が、建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準に適合すること。

第三百三十七条の十二第二項中「第六十八条第一項」を「法第六十八条第一項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第三条第二項の規定により法第二十八条の二の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕及び大規模の模様替については、次に定めるところによる。

- 一 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分が第三百三十七条の四の二に規定する基準に適合すること。
- 二 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分以外の部分が第三百三十七条の四の三第三号の国土交通大臣が定める基準に適合すること。

第三百三十七条の十五の見出し中「技術的基準」を「基準」に改め、同条中「技術的基準は、第二十条の五（第一項第一号及び第二号を除く。）から第二十条の七までに規定する技術的基準」を「基準は、法第二十条の二第三号に掲げる基準（第二十条の七から第二十条の九までに規定する技術的基準に係る部分に限る。）」に改める。

第四百四十四条の二の表(一)の項及び(二)の項中「第三十七条」を「第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七条」に改め、同表(三)の項中「第三十七条」を「第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七  
条」に、「第四百四十四条」を「前条」に改める。

第四百四十四条の二の二中「第三百三十七条の十二第三項」を「第三百三十七条の十二第四項」に改める。

## 附 則

この政令は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

## 理由

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い、建築材料からの飛散又は発散に対する衛生上の措置を講じなければならない著しく衛生上有害な物質として石綿を定める等の必要があるからである。